

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ 公的な支援施策等について【滋賀県】



財務省近畿財務局

令和2年7月9日更新

資金繰り

新型コロナウイルス感染症特別貸付

最近1ヵ月の売上高が減少し、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方で、特定の要件を満たせば、無担保、実質無利子にて融資

- 融資上限額:4,000万円(国民生活事業)
2億円(中小企業事業)

【窓口】日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

危機対応業務・特定投資業務(政投銀)

危機対応業務では、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、感染症等に際して、指定金融機関(商工組合中央金庫、日本政策投資銀行)を通じ、事業者へ資金の貸付等を行う。また、特定投資業務において、大企業と中小企業を救済する資本支援の仕組みを政投銀に創設。

【窓口】商工組合中央金庫:0120-542-711
日本政策投資銀行:0120-598-600

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した場合、特定の要件を満たせば、保証料・利子の減免を実施。

- 融資上限額:4,000万円
- 【窓口】お取引のある、またはお近くの金融機関

信用保証

中小企業者が金融機関から資金を借り入れる際、信用保証協会が保証人となることで、中小企業者の資金繰りを支援。

- 一般保証:借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証

(4号、5号を合わせ、最大2.8億円。一般と別枠。)
4号:幅広い業種で影響がある地域で借入債務の100%を保証

5号:特に重大な影響がある業種に借入債務の80%を保証

- 危機関連保証:危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】滋賀県信用保証協会(相談窓口):077-511-1321

給付金・補助金

持続化給付金

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対しての、事業全般に広く使える給付金。

- 給付上限額:200万円(法人)、100万円(個人)
- 【窓口】持続化給付金事業コールセンター:0120-115-570

家賃支援給付金

事業継続を下支えするため、地代・家賃(最大半年分)の負担軽減を目的とした、テナント事業者への給付金。

- 給付上限額:50万円/月(個人)、100万円/月(法人)
- 【窓口】家賃支援給付金コールセンター:0120-653-930

新型コロナウイルス感染拡大防止臨時支援金

原則として4月25日～5月6日までの全期間、休業等に全面的にご協力いただいた中小企業および個人事業主等に支給。

- 支給額:中小企業20万円、個人事業主10万円
- 【窓口】滋賀県緊急事態措置コールセンター
077-528-1344

ものづくり・商業・サービス補助金

中小企業・小規模事業者等が行う新製品・サービス開発や生産プロセス改善のための設備投資等を支援

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は1,050万円)
- 【窓口】ものづくり補助金事務局:050-8880-4053

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

- 補助率:2/3,3/4,一部10/10(補助額上限は150万円)

【窓口】全国商工会連合会(03-6670-2540)
日本商工会議所(03-6447-2389)

IT導入補助金

中小企業・小規模事業者等が行うITツール導入による業務効率化等を支援

- 補助率上限:2/3,3/4(補助額は、30～450万円)
- 【窓口】サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター:0570-666-424

労働者の休業等

雇用調整助成金の特例措置の拡大

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当を助成する制度。

- 助成率:4/5(中小企業)、2/3(大企業)、一定の要件を満たす場合10/10
 - 支給額:1日あたり15,000円(9月までの特例)
- 【窓口】滋賀労働局助成金コーナー:077-526-8251

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払なし)した中小企業の労働者に対して、当該労働者の申請により支給される給付金。

- 支給上限:1日あたり11,000円×休業実績(日数)
- 【窓口】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター:0120-221-276

社会保険料及び国税の納付の猶予制度

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

条例等の定めるところにより、保険者の判断で、保険料の徴収猶予を行うことが可能とされています。

【窓口】お住まいの市区町村の担当課

厚生年金保険

厚生年金保険料を納付することで、事業継続が困難になる等の要件に該当する場合、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】最寄りの年金事務所

国税

国税を納付することが困難な場合に、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

【窓口】国税局猶予相談センター:0120-527-363